
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 第 163 回金融商品専門委員会、第 164 回金融商品専門委員会及び第 447 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 163 回金融商品専門委員会（2020 年 12 月 1 日開催）、第 164 回金融商品専門委員会（2020 年 12 月 18 日開催）及び第 447 回企業会計基準委員会（2020 年 12 月 3 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱い

（第 163 回金融商品専門委員会）

2. 文案の第 24-2 項において、基準価額を時価とするとした一方で、ただし書きがあると、結局どういったものが時価になるのか分かりにくい。第 24-3 項と同様に、ただし書きを付けずに、基準価額を時価と「みなす」としてはどうか。
3. 文案の第 24-2 項及び結論の背景において、時価の考え方が示されたので、事務局の提案で公開草案を公表することについて賛成である。
4. 基準価額を時価とみなす取扱いにかかる調整表の開示を求めることで、IFRS 第 13 号よりも実質的に開示が増えることにならないか懸念する。また、調整表は、レベル 3 のインプットを用いた際の損益の質を評価するために開示することが国際的な会計基準の趣旨であると理解しており、レベル 3 のインプットでない基準価額に関して、調整表の開示を求めることは論理的に違和感があり不要と考える。
5. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託について、レベル 3 に該当するケースが多いと考えられるため、レベル 3 の注記と比べて情報が不足しないよう、調整表の注記は求めるべきである。
6. レベル 3 の調整表については、年度末から適用する場合、調整表を省略することができるとしていたが、今回の例外的な取扱いにかかる調整表についても、同様の配慮が必要と考える。
7. 調整表を開示するかどうかの重要性の判断において、混乱が生じないか懸念する。

また、調整表ではなく、定性的に増減を説明することも有効ではないかと考える。

(第 164 回金融商品専門委員会)

8. 調整表の注記を求めるのであれば、基準価額を時価とみなす取扱いを適用している投資信託と、原則的な取扱いを適用している投資信託の間の異動についても、区別して示すこととすべきではないか。
9. 多くの一般投資家にとって投資信託の構成資産の中身を確認することは実務上極めて困難なため、基準価額を時価とする又は時価とみなす場合に、当該基準価額について、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとの判断は要しないと明確に記載頂きたい。
10. 基準価額については、重要な場合は企業も監査人も合理性の検証をすることが必要であることを踏まえると、検証の実効性を向上させる方法として、基準価額を時価とみなすことができる場合の要件の確認だけでなく、より踏み込んだ手続を追加することも考えられる。
11. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託について、調整表の注記を求める理由付けが分かりにくいいため、レベル 3 の取扱いとの関係以外の理由を記載できないか検討して頂きたい。

(第 447 回企業会計基準委員会)

12. 例外的な取扱いを適用する投資信託について、レベル別分類をしないと整理するのであれば、調整表の注記を求めることは矛盾していると考える。
13. 例外的な取扱いを適用する投資信託について、レベル 3 に該当するケースが多いと考えられるため、レベル 3 の注記と比べて情報が不足しないよう、調整表の注記は求めるべきである。また、例外的な取扱いは、レベル 3 の代替的な取扱いという位置づけと理解しており、レベル 3 の注記よりも情報は充実させるべきと考える。
14. フローチャートにおいて、分岐点における判断根拠となる内容は、結論の背景ではなく本文に入れるべきと考える。また、「当該投資信託について重要な解約等の制限があるか」から 3 本分岐していることが分かりにくいいため、記載を工夫できないか。
15. 結論の背景の第 49-3 項では、「解約等の制限が存在し、それが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性がある場合」とあるが、本文やフローチャートでは、異なる表現となっているため、第 49-13 項に合わせるべきと考える。
16. 第 24-2 項において、時価を基準価額とするものはレベル 2 に該当し、時価をその

他の算定手法に基づいて算定した価格とする場合は、通常基準価額を上回る価格となると考えられるが、インプットが観察可能でない限り、レベル3に該当するものと理解している。よって、第24-2項においては、時価を基準価額とするか、その他の算定手法に基づいて算定した価格とするかは任意選択とするのではなく、後者の場合は概ねレベル3になる旨が分かるように記載する必要があるのではないか。

17. 基準価額については、重要な場合は企業も監査人も合理性の検証をすることが必要であり、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとの判断を要しないとの定めについては、削除すべきと考える。
18. 基準価額の検証を原則通り行うことになれば、実務では相当に負担がかかるため、例えば、基準価額で解約できることの確認をもってその判断に代えることや基準価額を時価とみなす取扱いを適用するための要件の充足の確認をもってその判断に代えるなどを検討してはどうか。
19. 結論の背景の第49-2項において、「清算手段として制度的に設計されている」との表現には違和感がある。例えば、「清算手段として一般的である」くらいの表現が適切ではないか。
20. 重要な解約等の制限がない投資信託については、投資信託財産の流動性が十分に担保されているという性質があると考えている。そのため、投資信託財産の評価には幅はないと考えられるため、その他の算定手法に基づいて算定した場合でも、基準価額と大きくは変わらないと考えられることから、第24-2項のただし書きは削除しても良いのではないか。

投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱い

(第163回金融商品専門委員会)

21. 投資信託財産が金融商品である投資信託における議論と同じ理由により、調整表の開示は不要と考える。
22. 投資信託財産の評価について会計基準と整合する評価基準が用いられている等の要件を設けていないことが、なぜ解約等の制限の内容の注記を求めないことに繋がるかについて理由が分かるように記載する必要がある。
23. 第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとの判断を要しないことを明確に定めていることは、財務諸表作成者にとって非常に有用で

あると考える。また、結論の背景にその理由が説明されているため、実務上の困難を軽減させると考えられる。

24. 投資信託財産が金融商品である投信信託と不動産である投資信託の取扱いの間になぜ差があるかについて、基本的な考え方を結論の背景に記載してはどうか。また、例えばインフラ投資信託のように、両方の性質がある投資信託については、どちらの取扱いを用いるかは、その実態に応じて判断するというこも、結論の背景に記載してはどうか。

(第 164 回金融商品専門委員会)

25. 結論の背景の第 49-12 項における、「このことは、基準価額を時価として用いる際に一般的に行われる適切性の確認まで要しないとするを意図したものではない」との記載について、趣旨が分かりにくいので、背景にある考え方の説明や想定される手続の例示を追加するなどの工夫が必要ではないか。
26. 結論の背景の第 49-12 項における、「このことは、基準価額を時価として用いる際に一般的に行われる適切性の確認まで要しないとするを意図したものではない」との記載について、これまでも基準価額を時価とする際に、一般的に行われてきた確認をするという趣旨であれば、これまでも会計基準に記載が無くともその確認はなされてきているため、当該記載は不要ではないか。

(第 447 回企業会計基準委員会)

27. 基準価額を時価とする定めは、子会社や関連会社に該当するため時価評価されない投資信託に対しては適用されないという理解でよい。

また、実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」では、投資信託の場合、基本的に子会社判定が不要とされているが、今回の改正で投資信託には会社型の投資信託も含まれることが明示されることによって、会社型の投資信託についても契約型の投資信託と同様に連結判定が不要だという誤解が生じないか確認すべきではないか。

組合等への出資の時価の注記に関する取扱い

(第 447 回企業会計基準委員会)

28. 「例外的な取扱い」という文言を用いることには、裏を返すと原則的な取扱いを強く推奨しているようなニュアンスがあるため、公開草案の公表にあたっては、文言を変更するか、又は文言を残す場合は、原則的な取扱いを強く推奨しているわけではない旨を明示する必要があると考える。また、会計処理について今後の検討課題としている状況にもかかわらず、「例外的な取扱い」としていることにも違和感がある。
29. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上している組合等の出資について時価の開示を要しないとの取扱いを定めることで、時価開示を免れるために組合が利用されることにならないか懸念する。
30. 文案において、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項の注記を要しないとしている一方で、その場合、金融商品時価開示適用指針第4項(1)の注記に併せて、と記載されており分かりづらい。

適用時期等

(第163回金融商品専門委員会)

31. 改正案は実務に配慮した内容となっていると考えるが、企業の中にはグループ内の会計方針の統一等の準備に更なる期間を求める意見もあるため、今後、公開草案に寄せられた意見等を踏まえ、再度検討して頂きたい。
32. 改正案は実務に配慮され、会計処理等も明確であることから、実務上の困難は生じないと考えられるため、事務局の提案する適用時期で特段違和感はない。ただし、企業により事情は異なる可能性があるため、公開草案を通じて広く意見を聞き、判断していく必要があると考える。

(第447回企業会計基準委員会)

33. 仮に改正案の最終化が来春となる場合、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」の設定から約2年後となることを踏まえると、改正案の適用時期は事務局の提案からさらに1年後ろ倒ししたほうが自然ではないかと考える。
34. レベル3の調整表を作成する際、事務局の提案では期首残高を2021年4月1日とする必要がある、そのこととの関係で適用時期が適切かについても慎重に検討頂きたい。

「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案

(第 163 回金融商品専門委員会)

35. 質問 2 については、市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託の貸借対照表価額を時価に統一することに焦点が絞られているが、例えば文案の第 24-8 項などの他の論点も盛り込む必要があると考える。

(第 447 回企業会計基準委員会)

36. 各質問で扱う論点の適切性や質問間でのバランスについては、再度検討する必要があると考える。また、基準価額についても第三者から入手した相場価格と考え、会計基準に従って算定されたものであるとの判断を求めるかは極めて重要な論点であるため、その点も意見を聞く必要があると考える。
37. 組合等への出資の時価の注記に関する取扱いの説明において、「時価の注記が求められている」とあるが、他の記載箇所と主語が異なっていて分かりづらいため、記載を見直して頂きたい。
38. 各質問の内容の括りがやや大き過ぎる印象があり、小問を設定することなども含め質問の立て方を検討頂きたい。
39. フローチャートのほか、審議で用いた改正前後における各取扱いの比較表も、コメント募集に添付頂きたい。

以 上